

# 養育里親

～もうひとつの家族～

6

坂口 伊都

## はじめに

今回は、何を書こうかと迷いました。あれこれと書くことを考えていたのですが、何かしつかりと考えなければいけないことがあると感じていました。それが何であるかを突き詰めていくと、やはり「家族」という視点から里親制度を見ることです。これは里親に限らず、社会的養護の場（里親・児童養護施設等の児童福祉施設）で暮らす子どもに共通してくる事柄です。私は里親を目指すために、時間の自由がきくスクールソーシャルワーカーに転職をしましたが、子どものソーシャルワークをしながらいつも社会的養護の場で育つ子どもの生活場面だけで考えると、家族が見えにくいと感じていました。それは、社会的養護の場で暮らす子ども達が、

家族や家庭のイメージが持てないと言われることにつながっているのかもしれませんが。現在の児童福祉施設では、子どもの人数を減らし、できるだけ家庭に近い環境で養育をするように工夫されるようになってきています。これを家庭的養護といいます。

一方、里親は家庭養護と呼ばれ、家庭そのものの中で子どもを養育する形態になっています。しかし、里親家庭の中で、辛い思いをしてきたと告白する方がいるのも事実です。実子と里子の差をつけられ厄介者として扱われてきた、その家庭の理不尽なルールを押しつけられた、里親から虐待を受けた等です。里親は、家庭の中での養育なので閉鎖的になりやすいですし、不適切な扱いをされた子どもの傷つきも大きいと言えます。里親として、子どもを受け入れるのであれば、その子がどのような背景を背負って

ここまで来たのかを理解し、この子の未来につながるために何が可能なのかを考えていく責務があるのではないのでしょうか。

## 家族って？

まず「家族」と言いますが、家族の定義とは何でしょうか。日本で言われる家族法とは、民法の第四編親族と第五編相続を合わせたものです。民法第七百二十五条に親族の範囲があります。

- 一 六親等内の血族
  - 二 配偶者
  - 三 三親等内の姻族
- とされています。

また、民法第七百二十八条では、縁組による親族関係の発生があり、「養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。」と規定されています。再婚の場合、連れ子と継父母は養子縁組をしなければ、戸籍上の子どもにはなりません。

六親等内の血族が親族だと言われても、どの程度の範囲を差すのでしょうか。六親等の一つに再従兄弟姉妹があり、祖父母のきょうだいの孫にあたります。私個人は、そんな人の名前も知らなければ、写真を見たことすらありません。親族と家族とでは違いがあります。民法では親権、監護権、管理権という言葉は出てきますが、ここまでの家族という範囲は出てきません。

家族の定義を探してみても、多種多様でこれだという決め手を見つけることはできませんでした。平成19年版国民生活白書によると、「家族は社会生活を営む上で、最少かつ最も基礎的な集団である。人は生まれてから多くの場合は家族に育てられ、食事、団らん、余暇など様々な生活行動を共にし、家族との触れ合いの中で

人間として必要な愛情や社会規範意識などを身に付け成長していく。一緒に暮らすにせよ離れて暮らすにせよ、家族のつながりは、今もなお他の集団では代替困難な特別の存在であり、個人の生活や意識に大きな影響を与えるものである。」とされ、内閣府の国民生活モニターが、どこまでを「家族」として認識しているかについては、「同居別居にかかわらず、親、子ども、祖父母、孫などの直系親族と、配偶者、兄弟（姉妹）までを『家族』の範囲にとらえる人が多いことが見て取れる。」としています。

家族は、時代や社会によっても変化しますし、ステップファミリーや単身赴任、夫婦別姓、代理母、同性愛カップル、DNA鑑定による裁判等、家族を巡る形態は多種多様になり、法律の範囲を超えて家族が存在している社会となっています。私達は、どこまでを「家族」と感じているのでしょうか。具体的な線引きができないものとして家族は存在しているようです。私達の意識下にある家族を捉えなおすことも大事な作業ではないかと感じています。

## 家族から離れて暮らすということ

厚生労働省から出ている「社会的養護の現状について(参考資料)平成26年3月」によると、平成20年度児童の措置理由(養護問題発生理由)の割合が高いものは、虐待(放任・怠惰・虐待・酷使・棄児・養育拒否)で33.1%、続いて(父・母)精神疾患等で10.7%となっています。経済的問題や親の行方不明や拘禁、入院等があげられ、(父・母・父母の)死亡は2.5%と低い割合になっており、家族はいるが措置され、家族と離れて暮らす子どもの割合が高いことがわかります。子どもの年齢にもよりますが、自分が希

望してもいないのに、気が付いたら児童福祉施設に入所しているということが起きています。入所している子どもから「何で私はここにいるの？」という質問をされることがあるといいます。また、産科から家庭を経由せずに乳児院に入所し、その後18歳（措置延長が認められれば20歳）になるまで児童養護施設で過ごす子どももいます。

平成25年度の児童虐待通告件数は73,765件と23年間連続して増加しています。措置理由のトップは虐待ですが、社会的養護の場で生活する子どもの人数は約46,000人で、在籍期間の平均は4.6年ですから、通告ケースの殆どは家庭で暮らしています。つまり、社会的養護の場で生活するに至るには、その家庭に養育ができないハイリスクの理由が必ずあるといえます。それが、子どもの原家族として体験されているのです。

例えば、ネグレクト家庭で決まった時間帯に食事が出てこない、食べられたとしてもカップラーメンかコンビニ弁当程度だったというような日常があり、それは一般的に考えられている家庭のプラスイメージからかけ離れています。

虐待ケースとなれば、親子分離後に一定程度の面会制限がかかることも起こり、入所してから親の面会が定期的に行われているケースは、非常に少ないと言えるでしょう。その経過の中で、家族や家庭のイメージを抱くことの難しさがあります。

児童福祉施設に入所し、そこでの生活を共にしている子どもや職員を家族として認識しているケースを私は知りません。児童養護施設で、「ここは私の本当の家ではない。本当の家は別にある」や「お母さんいる？私のお母さんはね、〇〇にいるの」と話す子どもに出会います。

片方で、親が面会に来てても施設職員にしがみついて泣いて拒否したり、固まる子どももいます。大好きな施設職員がいても、その職員は勤

務表にある通り、会えない日や時間帯が発生します。まして、その施設職員を独り占めすることはなかなかできません。

ここで、一つの作品を紹介します。りさり氏の『いつか見た青い空』という漫画です。その中に「姉妹になりたい」という章があるのですが、家族と離れて暮らす子どもの想いが伝わってくる作品です。りさりさんは、物心ついた頃から児童養護施設で暮らしていました。幼児の頃、児童養護施設の中できょうだいがいることは、憧れの的だったそうです。仲良しのさりちゃんと詩織ちゃんが、きょうだいになりたいと試行錯誤を繰り返します。詩織ちゃんが「さり姉ちゃん」と呼べば、先生達（施設職員）が姉妹と認めてくれるのではないかとアピールを試みるのですが、姉妹と認めてもらえません。ある時、さりちゃんが詩織ちゃんに怪我をさせてしまい、詩織ちゃんのお母さんが駆けつけます。その時さりちゃんは、姉妹は同じ親を持つ人なのだと気づき、詩織のママは私のママではないから、どんなに仲良しでも姉妹になれないと理解します。

社会的養護の場で生活をしている子ども達は、何らかの形で家族という存在を強く意識しています。多くのきょうだいは、家庭の中で生活を共にしながら、関係を学んでいきますが、社会的養護の場では日常で培われる家族の関係が、抜け落ちやすい現実があります。

子ども達は、よくわからない内に家族と離れて暮らす経験を背負うことで、自分の中に大きな疑問や悲しみ、怒り、不安などを抱いていきます。これは、子ども達が悪いわけではありません。子どもは、生まれてきただけです。養育に不適切な環境下に置かれた結果として、家族から離れて暮らす措置が決定します。この大きな体験を大人として、まず知ろうとすることが第一歩ではないかと思えます。そして、家族そのもののイメージが曖昧にしか持てない環境下

で育っていることも忘れてはならないでしょう。

## 里親制度の中の家族

里親には、養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親、親族里親があります。週末里親や季節里親は、児童福祉法のなかにある制度ではなく、各自治体や児童福祉施設に登録をし、家庭をほとんど知らない子どもが月に1~2回、または正月やお盆などに里親宅に訪れます。親戚の叔父や叔母の家に遊びに行くイメージが近いでしょう。

家族という視点で里親を考えると、まず親族里親は扶養義務者及びその配偶者である三親等以内の親族が担いますので、血統でつながっている可能性が高くなります。ここでは、父母ではない親戚が引き取って養育をするという事実が見えやすい形といえます。

次に養子縁組を希望する里親ですが、これは自分の戸籍に子どもを迎え入れようとするもので、養子縁組が完了するまでの里親になります。従来からある養子縁組は、年長者が下の年齢の者を養子できる制度なので、大人間でも可能です。その際、実親の存在が戸籍に残ります。

養子縁組とは別に特別養子縁組の場合、成立後、実親との親族関係は終了します。特別養子縁組は、子どもの福祉を目的にした制度で、養子縁組に比べ、細かい規定があります。子どもの年齢も6歳未満であることが条件となり、6か月以上の養育期間を受け、家庭裁判所で認められる必要があります。

養子縁組を希望する里親の場合、戸籍上も家族となります。ですが特別養子縁組も含めて、血のつながりや実子との関係、真実告知をいつ、どのようにしていくかが課題となります。

養育里親・専門里親は、戸籍上の家族にはなりません。委託期間も児童福祉法で定められた

18歳になるまでで、措置延長が認められれば20歳までです。実親が戸籍上の親となります。専門里親は、養育里親の枠組みの中に位置づけされています。対象児童は、次にあげる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの

- ① 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ② 非行等の問題を有する児童
- ③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

となっています。ですが、専門里親と養育里親の間で、この線引きがどこで引かれているかは明白になっていません。前章でもあげたように、児童虐待を受けた子どもの割合が最も高いですし、社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害ありとなっている（社会的養護の現状について平成26年3月P6）、となっています。

つまり、家族や家庭を知るということに加え、その子に向けた特別なケアが必要になります。児童福祉施設ではなく、何故個人家庭に行かなければならないのかも、子どもにはわかりにくいでしょう。また、個人家庭のルールは施設のように明確になっていないため、かなり見通しが持てないものだといえます。いつまで自分はここに居られるのか、あるいはいつ追い出されてしまうのかという不安を持つ事も考えられ、里親家庭はいろいろな部分で明確さに欠けているといえます。子どもにとって良かれと思う支援でも、伝え方が不十分で曖昧である場合、子どもの混乱を助長させてしまう可能性が高くなります。

養育里親の場合、家族というプライベートな枠組みの中に入っていくのですから、里子がその家族の中で自身のことを異物だと感じやすく、自尊感情が低下する要因に成り得てしまいます。

その他、養育里親には、子どもの姓の問題もあります。制度からいえば、その子の実名を使用するのが本筋です。児童福祉施設では、実名を迷わず使用しています。しかし、養育里親では、家族の一員として生活をするのに、自分だけ姓が違うことをどのように感じるでしょうか。養育里親家庭では、悩みに悩み抜いて通称名を選んだという所も多いようです。

子どもの間は、養育里親の姓の通称名を名乗り、措置解除してからは実名を名乗ることになります。また、通称名を名乗っていても、健康保険証等の戸籍に関わるものは、本名で記載されますから、ふいに本名で呼ばれる場面に出会います。その子にしてみれば、何故自分ばかりが、周りとは違う扱いをされなければならないのかと感じても不思議ではありません。

また、ケースによっても違いますが、実親と里親の役割や関係性をどのように持つかも大きな課題となります。実親との交流があり、将来的に家庭復帰を望めるケースならば、実名を使用した方がいいのではないかと思います。

一方で、実親の支援が受けられない状況の場合ならば、長い目で家族の一員として捉える視点が必要になります。措置の対象年齢を超えた後の関わりについて現状では制度化されているものがなく、保障がありません。子どもが成長し大人になり、やがて親になっていく間も支えが必要です。

果たして、どこが支えになれるのでしょうか。養育里親個人に任せるのであれば、あまりに無責任な話ですし、措置された家庭によって子どもの将来が左右されるというのはおかしな話です。子どもの引取りが難しいケースの場合、裁判を通し養子縁組をさせ普遍的な家族を作ることが優先させる国もありますが、日本はそうやってはいません。社会的養護の子どもの中には、普遍的な安定した家族を得られない子が多く存在している現状があります。

## 本当の家族

里親制度の中の家族関係を考えると、子どもが家族の中で、本当の子どもではないと異物として自分を捉えやすい、真実告知についての判断等の共通する課題がありますが、養育里親は、それに加えていくつもの課題がプラスされている現実が見えてきました。これは、家族という枠組みに乗らずに家族として支援をする矛盾から発生しているのでしょうか。

平成 19 年版国民生活白書では、「休息・やすらぎを得ること」といった役割を家族に求める傾向が強いとされ、生活を営む上での最も基礎的な集団という後ろ盾といえます。

家族には、戸籍上の家族と自分たちが受け入れ、認識していく家族とがあるようです。夫婦別姓のカップルは、まさしくその典型です。子どもの多くは、「本当の家族」という部分で苦しみます。社会的養護の場で生活をする子どもは、いろいろな人と暮らす経験を重ねています。児童養護施設で長く暮らす子どもは、賑やかな中で生活をしているので、その子が急に里親家庭に来たら、静かすぎて寂しいと感じるかも知れません。子どもにとって、新たな環境に身に置くことのストレスを迎える側は考えるべきでしょう。里親には、その子と家族として、どう関係を築いていけるのかの視点を失ってはならないと感じています。家族とは、何かに縛られるものではなく、関係の中に生まれるものだということを子どもに訴えかけても、現実はなかなかわからないでしょうが、それでも伝え続ける覚悟を決めようと思います。